**宿泊施設バリアフリー化促進事業補助金　Ｑ＆Ａ**

【補助対象事業者について】

Ｑ:宿泊事業者は単独で計画の申請は可能なのか。５者以上の協議会を構成しなければならないのか。

→各宿泊事業者単独の申請となります。協議会を構成する必要はありません。

　Ｑ:２０２０年オリンピック・パラリンピック競技大会における会場等の周辺の宿泊施設でなければ申請できないのか。

　　→会場等の周辺の宿泊施設以外であっても申請は可能です。ただし、予算の範囲内で補助を行うため、全ての宿泊施設が補助対象とならない可能性があります。

Ｑ:宿泊施設の規模に制限はありますか？

→ありません。旅館業法営業許可を受けている宿泊事業者が対象となります。

Ｑ:１つの宿泊事業者が①客室における躯体工事等を伴わない必要最低限の緊急改修と②共用部の改修、客室の統合等を伴う大規模改修の両方について計画の申請を行うのは可能なのか。

　→基本的には可能ですが、①と②（客室の統合等を行う大規模改修）を行う場合、対象とする客室は別である必要があります。

Ｑ:これから新設する旅館・ホテルは対象となりますか？

→対象とはなりません。

Ｑ:簡易宿所は対象となりますか。

　→対象となります。ただし、応募申請書類として旅館業法営業許可証のコピーが必要です。

Ｑ:住宅宿泊事業に係る住宅は対象となりますか。

　→対象となりません。旅館業法の営業許可を取得している必要があります。

Ｑ:特区民泊、イベント民泊に係る施設は対象となりますか。

　→対象となりません。旅館業法の営業許可を取得している必要があります。

Ｑ:これまで観光庁の宿泊施設インバウンド対応支援事業補助金の補助を受けていたが、本補助金の申請は可能なのか。

→可能です。

【補助対象事業について】

Ｑ:浴室等における呼び出しボタン、ベッドのマットレス、コンセントの高さ改修等については補助の対象となるのか。

→　有識者からの御意見等を踏まえながら、現在お示ししている１４の改修等を基本として考えています。

なお、この１４の改修等以外の「その他バリアフリー化を促進するために必要であると国土交通大臣が認める事業」については、観光庁及び有識者委員会により、予算、要望の数、施設整備計画の内容等を総合的に勘案して、個別に判断する予定です。

【補助金額について】

Ｑ:補助金額について下限はあるのでしょうか。

→下限は設けていません。

Ｑ:補助金は、消費税込みの金額で算出されますか？

→補助対象経費の算出は原則として税抜きです。例えば、②のメニューの場合、補助対象事業総額（消費税抜き）が300万円の場合、補助率が1/2ですので、補助金額は150万円となります。

【応募申請について】

Ｑ:申請を検討している事業が補助対象となるかどうか予め教えていただくことはできますか？また、予め申請書類のチェックをしてもらえないですか？

→申請時に、個別事業の対象可否についてお答えできません。認定の可否は観光庁及び有識者委員会による計画内容の総合的な判断となります。また、申請書類の事前チェックもしておりませんので、申請の際には慎重に書類を作成してください。

【計画認定について】

Ｑ:本事業における認定件数はどれくらいでしょうか？

→現時点では未定です。

Ｑ:早く提出すれば認定される確率が高くなるのでしょうか？

→認定は到着順ではありません。申請いただいた計画を確認し、効果が高いと認められる計画に対して認定を行います。

Ｑ:認定はいつ頃の予定でしょうか？

→６月中をメドに認定・公表予定です。

【その他】

Ｑ:事業（工事）はいつから開始してよいでしょうか？

→国土交通大臣が補助金の交付決定を通知した後に事業（工事）を開始いただきます。交付決定前に開始した場合は、当該事業に対して補助金の支払が出来ませんのでご注意ください。（①計画認定申請、②国土交通大臣の計画認定通知、③補助金交付申請、④国土交通大臣の補助金交付決定の後に事業開始）

Ｑ: 自治体制度の補助金との重複は可能ですか？

→各自治体における独自の補助金を活用することは可能ですが、国の補助金制度の重複は不可です。よって、地方自治体の補助金であっても、当該財源が国の予算で措置されている場合は、国と国との重複となるので申請不可となります。